

平成25年度

次期総合計画策定プロジェクトチーム
報告書

平成26年3月

次期総合計画策定プロジェクトチーム

はじめに	4
1 次期総合計画策定プロジェクトチーム	4
(1) 組織	4
(2) 活動実績	6
2 次期総合計画の概要	7
(1) トータル・コミュニティ・マネジメント	7
(2) 次期総合計画基本構想	9
ア 第5次滝沢市総合計画の継承	9
イ 次期総合計画策定方針	9
ウ 構成	10
(3) 次期総合計画プロジェクトチーム作業班の取組み	12
ア 次期総合計画プロジェクトチーム作業班による検討	12
イ 住民アンケートの実施（10月18日～11月5日消印有効）	12
ウ 住民グループによる幸福実感一覧表の作成	12
エ 作業班による幸福実感一覧表の精査	12
オ 幸福実感一覧表の完成	13
(4) 次期総合計画プロジェクトチームの取組み	13
ア 理念	13
イ 最適化条件	14
ウ 代表指標	14
エ 客観指標	15
(ア) 庁内各課への調査の実施	15
(イ) 2013年3月「幸福度の定量化に関する調査研究」報告書（公益財団法人東北活性化研究センター）において、福島県会津美里町の事例からの検討	15
オ 分野別計画、実施計画等の区分	17
3 次期総合計画基本計画策定のために	18
(1) 基本計画策定の方向性	18
ア 目的	19
イ 政策の単位	20
ウ 各種計画の整理	20
エ 基本計画の構成	22
(ア) 政策	22
(イ) 施策	23
ウ 基本計画策定スケジュール	24
4 資料	25
・滝沢市次期総合計画策定プロジェクトチーム設置規程	26
・滝沢市自治基本条例	28
・別紙1【幸福感を育む環境要素】世代別幸福感・ニーズ別暮らしやすさ感	
・別紙2【幸福実感一覧表】滝沢市で幸せに暮らすためのチャレンジャー一覧	
・別紙3【暮らしやすさ一覧表】めざそう値の改定検討一覧表	

- ・別紙4【客観指標】
- ・別紙5【各種計画の整理】

はじめに

次期総合計画策定プロジェクトチームは、平成24年度の次期総合計画策定準備プロジェクトチーム（以下、「プロジェクトチーム」という。）の検討結果を踏まえ、時代に即した総合計画を検討することを目的に設置されたプロジェクトチームです。

平成25年度においては、プロジェクトチームは全16回。プロジェクトチームの下部組織である作業班は全10回の会議を開催し、次期総合計画基本構想の概要、幸福実感一覧表の素案検討、暮らしやすさ指標及び基本計画策定に向けた方向性を確認して参りました。

特に、プロジェクトチームにおいては、第5次滝沢市総合計画基本構想に導入した政策マーケティング手法を「幸福感」をテーマに市民が活用するものと、行政が取り組むものとに区分し、行政が取り組むべき一覧表についてを中心に議論し、幸福実感一覧表の素案検討を行いました。

また、プロジェクトチームの下部組織である作業班においては、年代別のチーム編成を行いながら、市民が活用する幸福実感一覧表の基本となる内容を検討いたしました。

以下、平成25年度の本プロジェクトの活動成果を報告し、次期総合計画完成に向けた職員の共通認識とするものであります。

1 次期総合計画策定プロジェクトチーム

平成25年5月28日に滝沢市次期総合計画策定プロジェクトチーム設置規程が令達され、企画総務部長の下に20名の課長級職員からなるプロジェクトチームが発足いたしました。

また、プロジェクトチームの下部組織として、「幸福感」を世代別に調査研究するための作業班を企画総務課長が班長の下、総括主査以下の職員30名により設置いたしました。

(1)組織

プロジェクトチーム

リーダー	企画総務部	部長	佐野 峯 茂
サブリーダー	企画総務課	課長	岡田 洋一
メンバー	商工観光課	課長	中村 英規
	農林課	課長	武田 晴良
	福祉課	課長	高橋 正俊
	健康推進課	課長	千葉 澄子
	児童福祉課	課長	大坪 一彦
	高齢者支援課	課長	小川 亨
	保険年金課	課長	佐々木由利子
	都市計画課	課長	中村 保夫
	道路課	課長	齋藤 善則
	交通政策課	課長	三上喜美義
	下水道課	課長	阿部 一彦
	環境課	課長	高橋 義行
	住民協働課	課長	藤原 治

住民課	課長	伊藤	健一
財務課	課長	加賀谷	建
税務課	課長	三上	清幸
人事課	課長	畑村	政行
教育総務課	課長	野中	泰則
水道経営課	課長	平賀	逸美

作業班
班長

企画総務課	課長	岡田洋一
-------	----	------

Aワーキング

水道経営課	女鹿	寛之
都市計画課	太野	明希
商工観光課	小向	史乃
税務課	若生	知木子
人事課	高橋	佐季
教育総務課	村上	洋輔

Cワーキング

児童福祉課	佐藤	勝之
教育総務課	藤島	紀子
住民協働課	高橋	克周
収納課	佐々木	敬志
生涯学習課	横澤	美保子
企画総務課	和川	早苗

Eワーキング

健康推進課	熊谷	多美子
環境課	澤口	京子
都市計画課	桜田	光政
国体推進室	高橋	永
農業委員会事務局	田中	育子
水道経営課	谷川	透

Bワーキング

農林課	川又	健二
福祉課	堤	絵里子
道路課	林野	和恵
防災防犯課	勝田	尚
財務課	谷藤	聡
議会事務局	阿部	江利子

Dワーキング

下水道課	舘澤	俊幸
農林課	鎌田	康嗣
高齢者支援課	佐藤	修子
住民課	高橋	佳子
交流拠点整備室	藤野	明
農業委員会事務局	齊藤	みゆき

(2)活動実績

日程	取組経過
平成25年度	
5月21日	政策調整会議「次期総合計画策定方針及びプロジェクトの設置について」を案件提出
5月28日	庁議「次期総合計画策定方針（案）について」
5月28日	次期総合計画策定プロジェクトチームメンバー任命
6月10日	第1回プロジェクト、作業班合同会議（策定方針説明）
6月11日	第2回作業班会議（ライフステージ、生活シーンの区分検討）
6月19日	第3回作業班会議（ライフステージ、生活シーンの区分検討）
6月28日	第4回作業班会議（幸福に関するマトリックス検討）
6月29日	同上（2日間の会議を実施）
7月1日	第2回プロジェクト会議（作業班進捗状況の報告）
7月12日	第5回作業班会議（幸福に関するマトリックス精査）
7月18日	庁議「総合計画策定プロジェクトチーム進捗状況報告」
8月5日	第6回作業班会議（幸福に関するマトリックスへグループ意見の反映）
8月26日	第7回作業班会議（幸福に関するマトリックスへグループ意見の反映）
9月12日	第8回作業班会議（幸福に関するマトリックスへグループ意見の反映）
9月30日	第9回作業班会議（幸福に関するマトリックス最終調整）
10月11日	第3回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議（作業班進捗状況・住民アンケート案の検討）
11月29日	第4回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議（基本計画の構成案及び今年度の工程の確認）
12月6日	第5回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議（幸福指標と第5次総合計画最適化条件の確認）
12月13日	第6回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議（第5次総合計画の理念、最適化条件の検証）
12月20日	第7回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議（次期総計理念検討）
12月27日	第8回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議（次期総計理念検討）
平成26年	
1月10日	第9回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議（次期総計理念検討）
1月17日	第10回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議（次期総計理念・最適化条件の検討）
1月24日	第11回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議（次期総計理念・最適化条件の検討（基礎的ニーズと快適性・利便性ニーズの分類））

日程	取組経過
平成26年	
1月28日	第10回作業班会議（幸福に関するマトリックス住民検討結果について）
2月7日	第12回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議（最適化条件及び代表指標の検討）
2月14日	第13回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議（最適化条件及び代表指標の検討）
3月7日	第14回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議（最適化条件及び代表指標の検討並びに分野別計画及び実施計画の調査結果）
3月14日	第15回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議（最適化条件及び代表指標の検討結果。客観的指標一覧について）
3月28日	第16回次期総合計画策定プロジェクトチーム会議（岩手県立大学総合政策学部吉野教授講演）

2 次期総合計画の概要

(1)トータル・コミュニティ・マネジメント

次期総合計画においては、滝沢市自治基本条例に掲げる「市民の思い（前文抜粋：思いやりのある社会、そしてみんなが幸せに暮らせる地域を創造し、「住民自治日本一」をめざして市民主体の地域づくりを進める）」、第4条「市民憲章」及び第5条「めざす地域の姿」の実現に向け、市民、議会、行政がそれぞれの基本条例を策定又は策定を進める中で、地域のルールを明らかにし、そのルールに基づく活動を各主体が積極的に行いながら地域づくりを行うガバナンスの考え方を総合計画により実現することを目指しており、その仕組みを「トータル・コミュニティ・マネジメント」と称して取組んでいます。

滝沢市自治基本条例と総合計画の関係

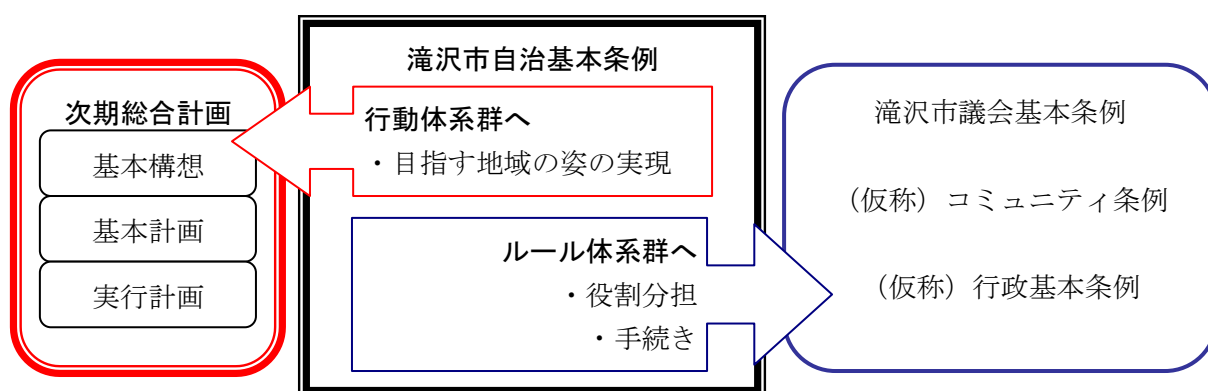
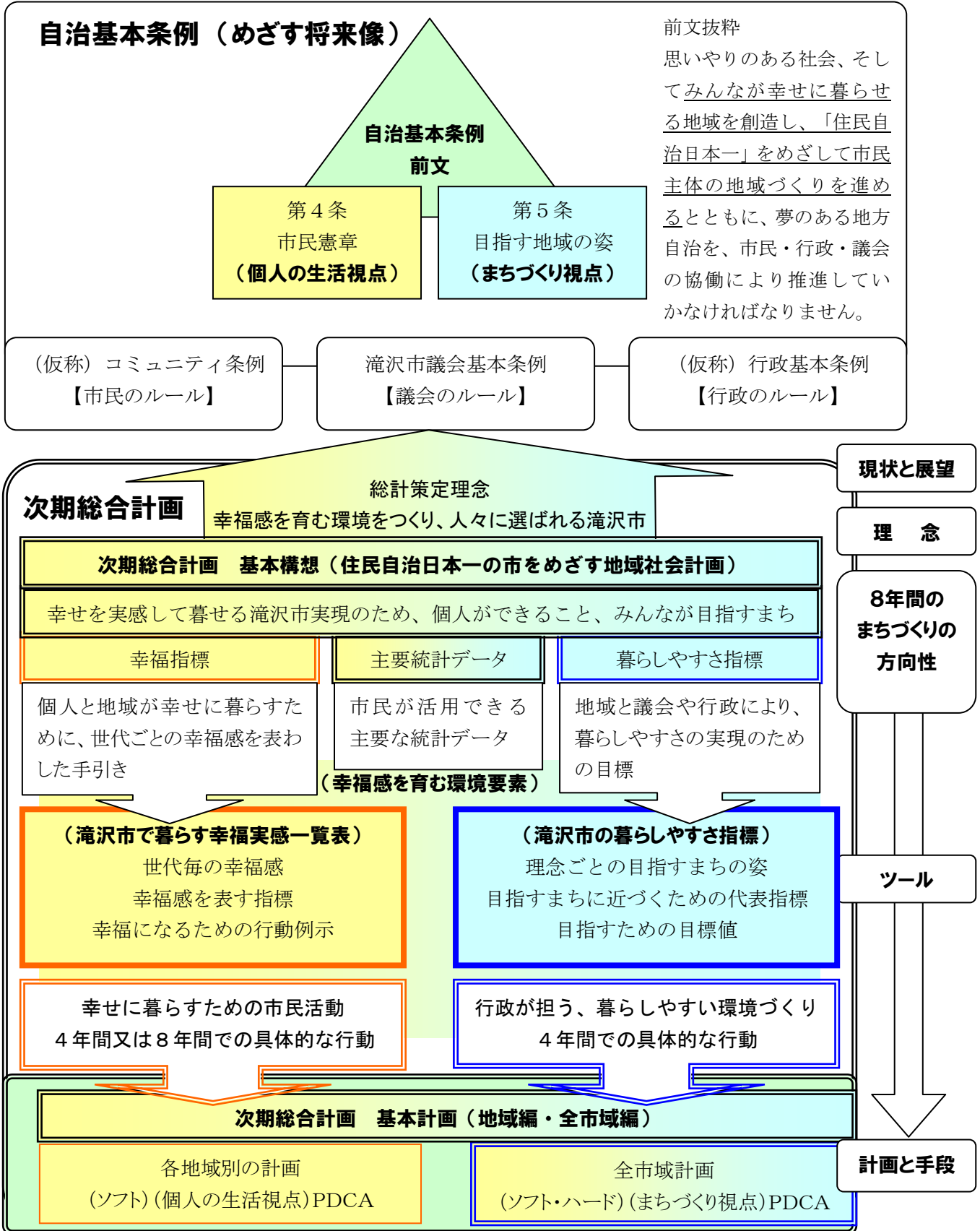


図 I



(2) 次期総合計画基本構想

現在検討を進める次期総合計画基本構想は、次の点で現在の総合計画と異なっています。

- ・策定根拠が「地方自治法」から「滝沢市自治基本条例」へ変わります。
(平成 23 年 5 月 2 日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなる)
- ・策定期間が、「10年」から「8年」に変わります。
(滝沢村次期総合計画策定方針(平成25年5月21日庁議決定))
- ・市民の「幸福感」を新たに視点として加えます。
(滝沢村次期総合計画策定方針(平成25年5月21日庁議決定))
- ・最適化条件及び代表指標が、「幸福実感一覧表」及び「暮らしやすさ一覧表」に変わります。(滝沢村次期総合計画策定プロジェクト庁議報告
(平成25年7月23日庁議決定))
- ・「幸福実感一覧表」及び「暮らしやすさ一覧表」の指標の推移の変化を毎年調査し、公表すると共に、総合計画に大きく関わる客観的指標及び財政計画を資料として添付し、毎年度更新します。
(滝沢村次期総合計画策定方針(平成25年5月21日庁議決定))

これらの変更点を踏まえながら、次期総合計画基本構想の策定を進めることとしています。

ア 第5次滝沢市総合計画の継承

次期総合計画を策定するにあたり、第5次滝沢市総合計画の次の内容を継承することとします。

(ア) 政策マーケティング手法

最適化条件、代表指標及びめざそう値の設定と定点観測により、その数値の変化を踏まえて、各政策の方針、事務事業の展開に活かす仕組み。

(イ) 政策体系と組織の一体化

政策の単位と組織(部)単位を一致させること。

イ 次期総合計画策定方針

次期総合計画の策定については、「滝沢村次期総合計画策定方針(平成25年5月21日庁議決定)」により5つの基本的考えが示されています。

5つの基本的考え

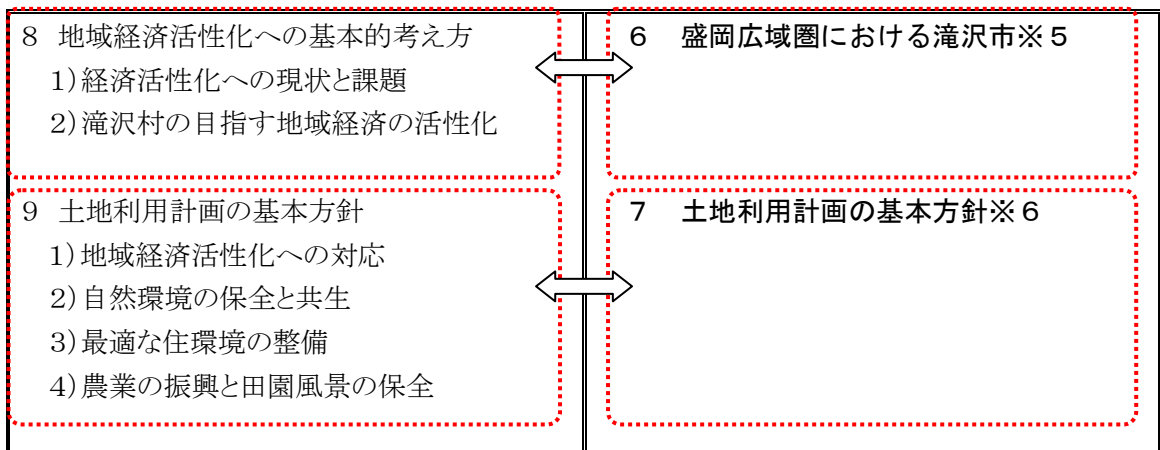
- 住民主体の自治を基本とします。
- 幸福感を育む環境づくりを使命とします。
- 選ばれ続ける自治体を目指すべき姿とします。
- 社会関係資本の醸成を手段とします。
- 絆のセーフティネットの確立を課題とします。

ウ 構成

次期総合計画基本構想の構成は、次のものを基本とし平成26年度上半期に素案を完成させます。

第5次滝沢村総合計画	次期総合計画
<p>序論</p> <p>1 計画策定の必要性</p> <p>2 計画の構成と意義</p> <p>1) 総合計画の基本的考え方</p> <p>2) 総合計画の意義</p> <p>3) 総合計画の構成</p>	<p>序論</p> <p>1 計画策定の必要性</p> <p>2 計画の構成と意義</p> <p>1) 総合計画の基本的考え方</p> <p>2) 総合計画の意義</p> <p>3) 総合計画の構成</p>
<p>基本構想</p> <p>1 基本構想の意義</p> <p>2 滝沢村の将来像</p>	<p>基本構想</p> <p>1 滝沢市の将来像※1</p> <p>1) 滝沢市を取巻く現状</p> <p>2) 幸福感を育む環境づくり</p>
<p>3 将来像を実現する7つの理念</p> <p>4 47の最適化条件とめざそう値</p> <p>5 主要指標の環境分析</p> <p>1) 総人口</p> <p>2) 年齢別人口</p> <p>3) 一般世帯数</p> <p>4) 村内純生産額と村民所得</p> <p>5) 就業者数</p> <p>6 住民協働の推進について</p> <p>1) 住民協働の必要性</p> <p>2) 住民協働の基本的な考え方とめざす方向</p> <p>3) 住民協働の担い手に期待する役割</p> <p>4) 住民協働の領域</p> <p>5) 住民協働の計画目標</p>	<p>2 滝沢市の将来像に向けた取組み※2</p> <p>1) 滝沢市が取組む地方自治</p> <p>2) 住民自治の基本的な考え方</p> <p>3) 団体自治の基本的な考え方</p> <p>3 滝沢市民幸福実感指標</p> <p>1) 幸福指標</p> <p>2) 暮らしやすさ指標</p> <p>3) 主要統計データ</p> <p>・将来予測</p> <p>・過去データ</p>
<p>7 政策展開への基本的考え方</p> <p>1) 滝沢村のめざす自治</p> <p>2) 行政のあり方</p> <p>3) セーフティネットについて</p> <p>4) 滝沢村地域最適水準について</p>	<p>4 公共が担う市域全体計画※3</p> <p>5 市民が担う地区別計画※4</p>

・策定根拠
 ・策定期間
 ・「住民自治日本一を目指す」ことについて



※1

- ・平成27年度から平成34年度までの8年間で目指す地域の将来像を掲げることとする。
- ・滝沢市を取巻く環境分析を掲載する。
- ・滝沢市が考える「幸福感を育む環境づくり」について、幸福感の説明など、次期総合計画の中心となるコンセプト(一般的な幸福感、総合計画が対象とする幸福感、幸福を判断する重要事項(健康・収入・人との関わり)、社会関係資本の醸成、住民自治への繋がり)の説明をする。

※2

- ・滝沢市の取組むトータル・コミュニティ・マネジメント(滝沢市の共通の理念、共通のルールを共有しながら、各コミュニティが地域に合った独自の活動を市民主体又は地域と行政が協働で行うことにより、市民の幸福感を育む環境づくりが図られ、もって滝沢市全体の活性化につながる手法)の説明。
- ・住民自治について、市民及びコミュニティの役割を説明
- ・団体自治について、行政の役割を説明。コミュニティと行政の協働について説明
- ・幸福を育む環境づくりのための手段の説明
- ・市民の行動に着目する「幸福実感一覧表」の掲載と説明
- ・公共の行動に着目する「暮らしやすさに関する一覧表」の掲載と説明
- ・誰もが活用できる滝沢市に関する基礎データの掲載と説明

※3及び※4

- ・公共(コミュニティ、行政)による市域全体の計画を掲載。従来の行政計画に加えて、コミュニティとの協働についても含める。滝沢市自治基本条例第5条の「目指す地域の姿」から、まちづくりの理念を掲げて展開することについて説明。
- ・市民(個人、コミュニティ)による身近な暮らしを中心としたコミュニティごとの地域づくり計画。滝沢市自治基本条例第4条の「市民憲章」から、市民が幸せに暮らすための象徴的な行動例示の展開による市民の幸福実感を進めることについて説明。

※5及び※6

- ・経済発展に関わる事項については、盛岡広域圏における役割の基本的な考え方が不可欠であり、その考えについて説明。
- ・経済活性化に関わる産業振興に関する方針について説明。
- ・土地利用について、都市計画を踏まえた今後の活用方針について説明。市民が幸福感を得られる環境の維持、保全などについて説明。

(3)次期総合計画プロジェクトチーム作業班の取組み

幸福実感一覧表の作成（別紙2）

「幸福実感一覧表」とは、「幸福感を育む環境づくり」に資するための市民の活動を促すため、世代毎の幸福感、幸福感をはかる指標、幸福感を育むための活動からなる一覧表。

「幸福実感一覧表」をもとに、次期総合計画基本計画における「市域全体計画」の重点政策並びに「各地域別計画」の具体的な取組みの出発点となることから、次期総合計画の象徴的な取組み。

ア 次期総合計画プロジェクトチーム作業班による検討

平成25年6月から、次期総合計画策定プロジェクト作業班により、世代別の幸福感についての検討を9月末まで（全9回）実施。

- ・慶應大学の協力を得ながら、幸福実感一覧表の基本となる「世代」「生活シーン」の軸を設定。
- ・幸福実感一覧表の世代毎の幸福感について検討し、一覧表素案を作成。
- ・幸福実感一覧表素案は、住民グループによる幸福実感一覧表の作成により象徴的な項目に絞られることとなる。ただし、象徴化のベースを提示する必要から、市民による検討過程を踏まえて「別紙1【幸福感を育む環境要素】世代別幸福感・ニーズ別暮らしやすさ感」として明らかにすることとした。

イ 住民アンケートの実施（平成25年10月18日～11月5日消印有効）

作業班の検討結果を踏まえて、幸福感に関する住民アンケートを18歳以上3千人（無作為抽出）に実施。

- ・市民の幸福を判断する重要な要素が、「人との関わり」「健康」「収入」であることをあらためて確認（内閣府の調査、他の自治体の調査も同様の結果。）
- ・策定方針に掲げる「社会関係資本の醸成」の必要性を受け付ける結果となる。

ウ 住民グループによる幸福実感一覧表の作成

- ・次期総合計画策定に向けて、自治会連合会と滝沢市による協定の締結（平成25年11月18日）し、18歳以上57名の住民の参加により幸福実感一覧表の作成を3月まで（全6回）実施。

エ 作業班による幸福実感一覧表の精査
住民グループが検討してきた幸福実感一覧表について、作業班の視点から再度点検を1回実施。

- ・幸福実感一覧表に掲げる、指標及び行動例示について、年代別のグループにより検討。
- ・検討結果を再度住民グループへ提示。

オ 幸福実感一覧表の完成

平成26年3月15日の住民グループの会議をもって幸福実感一覧表の策定を終了。

(4)次期総合計画プロジェクトチームの取組み

暮らしやすさ一覧表の作成（別紙3）等

「暮らしやすさ一覧表」とは、補完性の原理から個々の市民又は地域では対応できない事案を中心に、行政として行うべき内容について、滝沢市自治基本条例の「めざす地域の姿」を基本に8年後の「めざすまちの姿」としてまとめられた一覧表。

セーフティネットの堅持や既存施設の更新などの課題を踏まえながら、政策展開を図るための基本となる指標群。

ア 理念

第5次滝沢市総合計画において、「7つの理念」と「7つの理念が描くまちの姿」が規定されていました。

また、次期総合計画においては、8つの「めざす地域の姿」が規定されており、この2つの考えの統合について議論を行い、8つの理念に再編することとしました。

第5次総合計画 理念		自治基本条例第5条 めざす地域の姿	次期総合計画 理念	理念が描く「めざすまちの姿」
育む	創 る	岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域	活かす	恵まれた自然環境を身近に感じ、暮らしに活かすまち
交 わ る		みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域	支えあう	互いに支えあい、人とのふれあいが生活に潤いを与えるまち
輝く		保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域	輝く	みんなが健康づくりに取り組み、一人一人が輝きながら、安心して暮らせるまち
住む		地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域	暮らす	安全で快適な暮らしが実感できるよう、みんなで取組むまち
輝く		学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域	学ぶ	子どもから高齢者まで、夢を抱き、夢に向かって互いに学びあい、成果を活かせるまち
働く		地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域	働く	雇用環境が充実し、みんなが安心して生き生きと働けるまち

育む	創 る	歴史・伝統を守り、文化を創造する地域	受け継ぐ	次世代に伝統と文化を受け継ぎ、ふるさとに愛着を持てるまち
支え あう		年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域	集う	地域と世代を超えて集い、人との関わりに幸せを実感して地域づくりができるまち

※上図は、滝沢市自治基本条例を基本として、第5次総合計画理念等を当てはめたもの。

イ 最適化条件

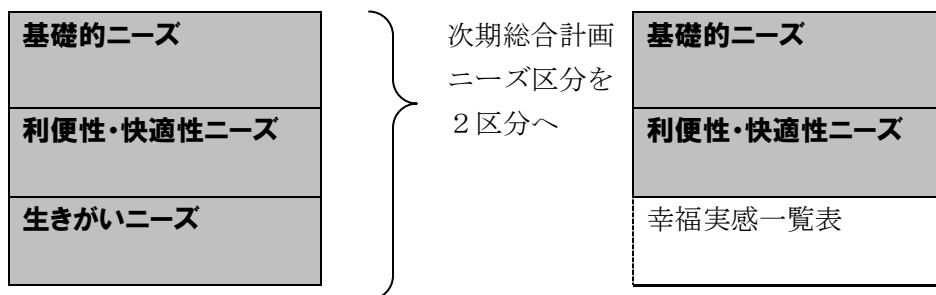
第5次滝沢市総合計画では、47の「最適化条件」を設定し、個々に「代表指標」及びその「めざそう値」を設定しています。

代表指標については、地域社会アンケート（無作為抽出による村内在住18歳以上3千人対象）を毎年実施し、貴重なデータとなっています。

次期総合計画においても、政策マーケティングの手法を踏襲し、過去のデータを資産として継承することを念頭に、再編した8つの理念に既存の代表指標を振分けることから検討を開始します。

更に、第5次滝沢市総合計画において、最適化条件を「基礎的ニーズ」「利便性・快適性ニーズ」及び「生きがいニーズ」と区分していたことと、住民グループによる幸福実感一覧表の作成を鑑み、「生きがいニーズ」が幸福実感一覧表に包含される趣旨から、ニーズ区分を「基礎的ニーズ」及び「利便性・快適性ニーズ」の2区分とすることとしました。

ただし、「生きがいニーズ」に区分されていた代表指標については、幸福実感一覧表が世代別の幸福感であることから、世代を特定しない指標として、必要な指標であることから、8つの代表指標（9つの代表指標が「生きがいニーズ」に分類されていたが、「滝沢らしさがある」については、指標として不明確なために削除。）については、「基礎的ニーズ」及び「利便性・快適性ニーズ」何れかに区分しました。



ウ 代表指標

最適化条件の達成具合を計る指標としての「代表指標」については、前述の「イ 最適化条件」の見直しと合わせて次期総合計画策定プロジェクトにおいて見直しを実施しました。

その結果は、別紙3のとおりとなります。

また、代表指標の目標値については、「暮らしやすさ一覧表」における行政目標たる正確を強く打ち出すことから、基本計画策定時に指標（原則は今回の報告指標と

する。ただし、政策目標値を設定するにあたり、担当部において修正が必要と認められる場合はこの限りではない。)も含め再検討することといたします。

エ 客観指標 (別紙4)

次期総合計画においては、「幸福実感一覧表」及び「暮らしやすさ一覧表」を用い、各一覧表に掲げる指標により滝沢市自治基本条例に掲げる「市民憲章」や「目指す地域の姿」の実現に資する活動及び事業展開を図ることとしています。

しかし、「幸福実感一覧表」及び「暮らしやすさ一覧表」に用いられる各種指標については、アンケートにより把握する「主観的指標」が多く用いられていることから、次期総合計画の評価を行う際に、客観性に欠ける恐れがありました。

そのため、「幸福感を育む環境づくり」を進める上で、次期総合計画の理念に関連付けられる客観指標の選定が求められたことから、次の取組みを経て、別紙4により客観指標の一覧表を検討しました。

(ア) 庁内各課への調査の実施

- a 目的 次期総合計画において、市民生活及び市の行政運営に資するデータを掲載するために、調査を行うものとする。
- b 方法 調査内容は、次の項目を満たす統計データとし、調査名称、対象、内容について別紙により報告するものとする。
 - (a) 毎年度データを取得している統計データを対象としていること。
 - (b) 国や県が行う統計調査は対象外であること。
 - (c) 将来推計を行っているデータがある場合は、(a)及び(b)に関わらず対象であること。

ただし、各課が独自で作成している調査報告書等がある場合、当該調査報告書に統計データが掲載されている場合は、写しの添付をお願いします。

- c 調査期間 平成26年1月10日(金)～平成26年1月17日(金)

(イ) 2013年3月「幸福度の定量化に関する調査研究」報告書(公益財団法人東北活性化研究センター)において、福島県会津美里町の事例からの検討

- a 検討理由 幸福度の概念を精神的な幸福感である「主観的幸福度(subjective happiness)」と金銭的な満足感である「生活満足度(life satisfaction)」の2つを包含した上位概念「well-being(幸福度)」と想定する考え方は、「幸福実感一覧表」と「暮らしやすさ指標」により、「幸福感を育む環境づくり」を進めようとする滝沢市の取組みと合致している。
- b 客観的指標案について、次期総合計画に掲げる理念に類似する形で、国や県が公表しているデータ(原典及びそれに基づく2次資料)が調査されており、かつ、他の自治体での採用状況などが表わされている。

以上(ア)及び(イ)を基に、次期総合計画に必要とされる客観指標の素案を別紙4のとおり取りまとめ、次期総合計画プロジェクト会議において検討を行いました。

客観指標については、今後基本計画の策定と歩調を合わせながら別紙の加除を行うこととします。

<参考>

また、次期総合計画策定にあたり、客観的指標とは別に、基本構想内において掲げる主要統計は、次の通りです。

- (ア) 総人口
- (イ) 年齢別人口
- (ウ) 一般世帯数
- (エ) 市内純生産額と市民所得
- (オ) 就業者数

(【実績】平成12年、17年、22年国勢調査値。【推計】平成27年、32年、37年、42年を基本に推計を検討。)

オ 分野別計画、実施計画等の区分（別紙5）

庁内各課で策定される各種計画の把握については、平成25年2月に第1回目の調査を全庁で実施し、各種計画の区分の考え方についてプロジェクト内で共有を図りました。

平成25年度における次期総合計画策定プロジェクトにおいては、再度各種計画の把握を行うとともに、各種計画区分を所管課において確認することを目的に再度調査を実施し、取りまとめ結果をプロジェクトにおいて報告し、内容について確認を行いました。

調査の実施内容については、次の通りです。

- a 調査期間 平成26年2月14日（金）～28日（金）
- b 調査内容 平成25年2月実施した「本村（市）で作成する各種部門別計画等の調査結果」を基本とし、当該調査で回答のあった計画について、「部門別計画」「分野別計画」「実施計画」「実行計画実施要領」の4つに分類を行う。
- c 回答方法
「調査用一覧」の該当する分類に○印を付して報告する。

なお、平成25年2月調査で回答の無かった計画や新たに策定した計画についても追記し、報告することとする。

※計画の分類の考え方について

部門別計画	各部の政策分野に関する4年間の計画 ※次期総合計画に併せて、全ての部で作成〔初〕
分野別計画	政策又は施策を横断し、複数の施策（課等）が関係する計画 〔例〕食育推進計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画・・・など
実施計画	従来から作成している「実行計画書」に掲載している事業等のうち、複数の個別事業を一体的に実施することに関する計画 〔例〕障がい福祉計画、市立小中学校施設整備計画・・・など
実行計画実施要領	個別事業の実施に関する計画（従来から作成している「実行計画」のイメージ）。個別事業の年次別進行管理や数的目標などの計画を含む 〔例〕除雪計画、交通安全計画・・・など

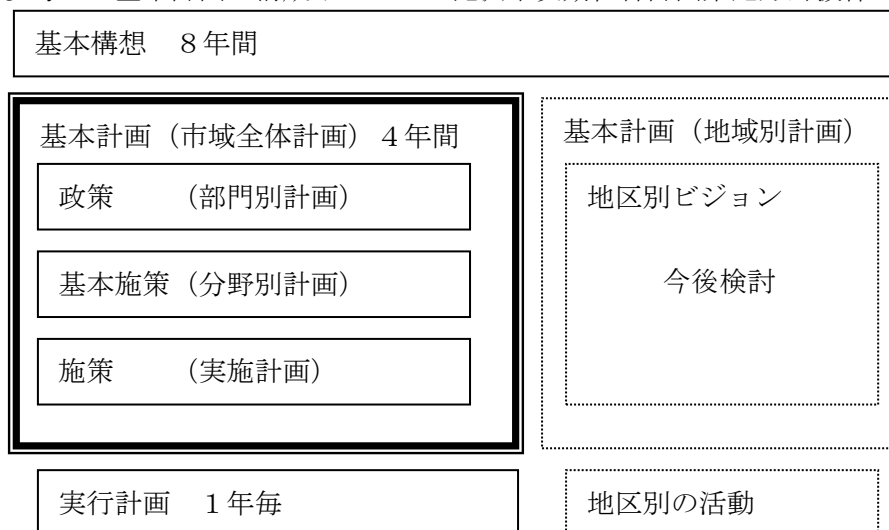
3 次期総合計画基本計画策定のために

(1) 基本計画策定の方向性

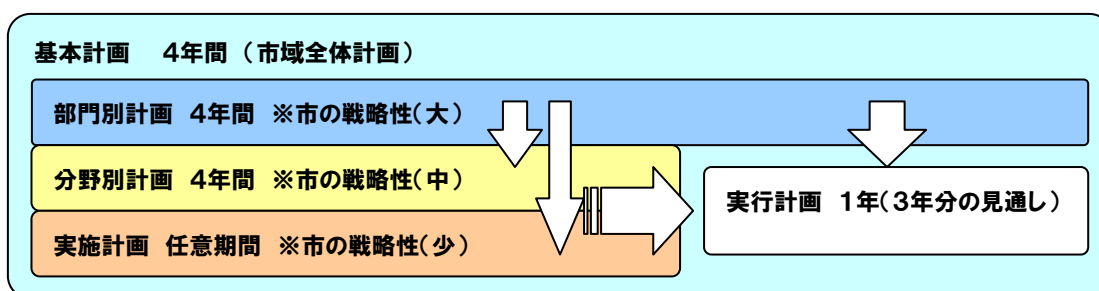
次期総合計画基本計画を策定するにあたり、次の点については既に滝沢市次期総合計画策定方針に明記されている事項であり、決定事項として執り進めるものであります。次期総合計画策定プロジェクトにおいても、次の内容について確認を行っています。

- ・第5次総合計画における基本計画を「市域全体計画」とし、新たに市民主体で作られる「地域別計画」を地域ごとに作成し、2つを併せて「基本計画」とします。
- ・各部、各課にて所管する各種計画を一定のルールに基づき分野別計画、実施計画等に区分します。

※参考1 基本計画の構成イメージ<滝沢市次期総合計画策定方針抜粋>



基本計画は、第5次総合計画を踏襲し、政策、基本施策、施策の3層構造とします。その上で、部門別計画、分野別計画、実施計画を次のとおり区分します。



※参考2 各種計画の見直し<滝沢市次期総合計画策定方針抜粋>

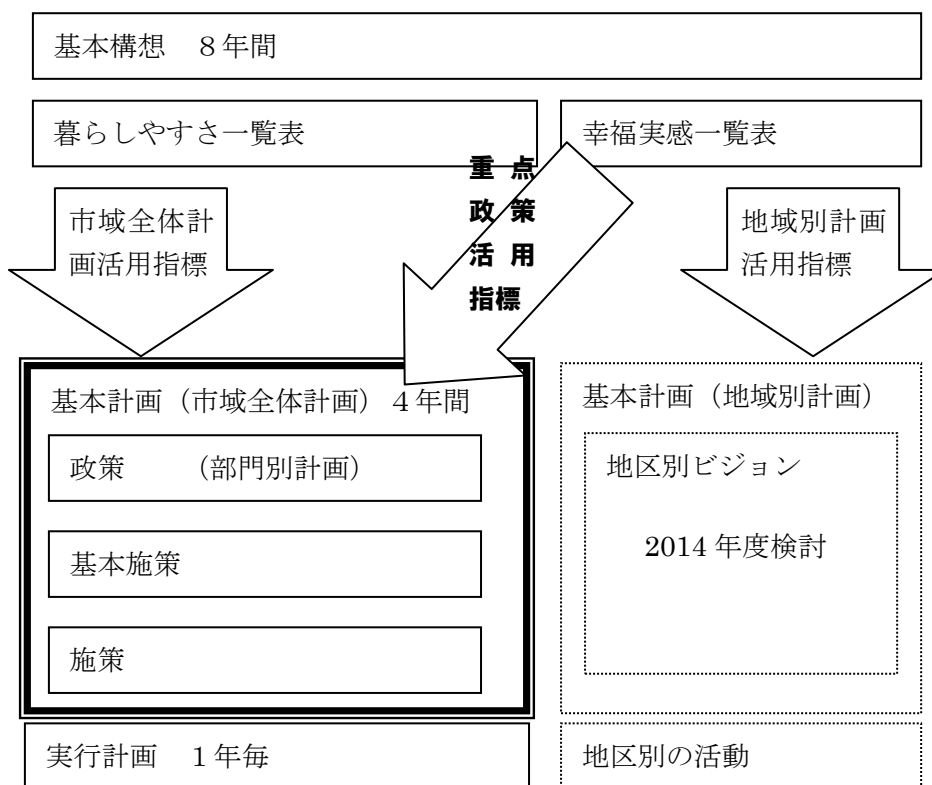
各種計画の計画期間は、原則、次期総合計画の期間に合わせるものとします。ただし、分野別計画、実施計画に位置付けられる、法令又は国や県の上位計画に基づき策定が義務付けられている計画については、次の方針のもと、調整を行うこととします。

計画区分	計画期間	調整年限
分野別計画	4年間	既存計画 2015年又は2019で改定。
		新規作成 2015年で作成。
実施計画	任意期間	策定趣旨又は目的に総合計画との関係を加筆修正。2015年で調整。
任意計画	4年間	既存計画 2015年又は2019で改定。

ア 目的

次期総合計画基本構想の実現に向けて、行政として滝沢市全域を対象に、滝沢市を取巻く種々の環境を踏まえながら、「幸福実感一覧表」と「暮らしやすさ一覧表」に掲げる内容及び指標の向上に向けた取組みを表わしたものが「市域全体計画」です。

「市域全体計画」は、基本構想の理念の具現化を図ることが目的であることから、政策体系及び組織体系についても基本構想の理念に沿ったものとします。



イ 政策の単位

次期総合計画の政策単位は、次期総合計画基本構想の理念の区分によるものとし、次の案を基本とします。

次期総合計画理念	理念が描く「めざすまちの姿」	政策単位 ※括弧内の表記は第5次総合計画の内容	
活かす	恵まれた自然環境を身近に感じ、暮らしに活かすまち	都市基盤整備部門 ＜都市整備部＞ (基本事業領域)	支 援 部 門 企 画 総 務 部
支えあう	互いに支えあい、人とのふれあいが生活に潤いを与えるまち	人とのつながり部門 ＜住民環境部＞ (住民協働支援領域)	
輝く	みんなが健康づくりに取り組み、一人一人が輝きながら、安心して暮らせるまち	健康福祉部門 ＜健康福祉部＞ (基本事業領域)	
暮らす	安全で快適な暮らしが実感できるよう、みんなで取り組むまち	都市基盤整備部門 ＜都市整備部＞ ＜上下水道部＞ (基本事業領域)	
学ぶ	子どもから高齢者まで、夢を抱き、夢に向かって互いに学びあい、成果を活かせるまち	生涯学習部門 ＜教育部＞ (将来投資領域)	
働く	雇用環境が充実し、みんなが安心して生き生きと働けるまち	経済産業部門 ＜経済産業部＞ (将来投資領域)	
受け継ぐ	次世代に伝統と文化を受け継ぎ、ふるさとに愛着を持てるまち	人とのつながり部門 ＜教育部＞ (将来投資領域)	
集う	地域と世代を超えて集い、人との関わりに幸せを実感して地域づくりができるまち	＜全政策共通理念＞	

※＜＞は現在の所管部名。()は、第5次総合計画後期基本計画における領域。

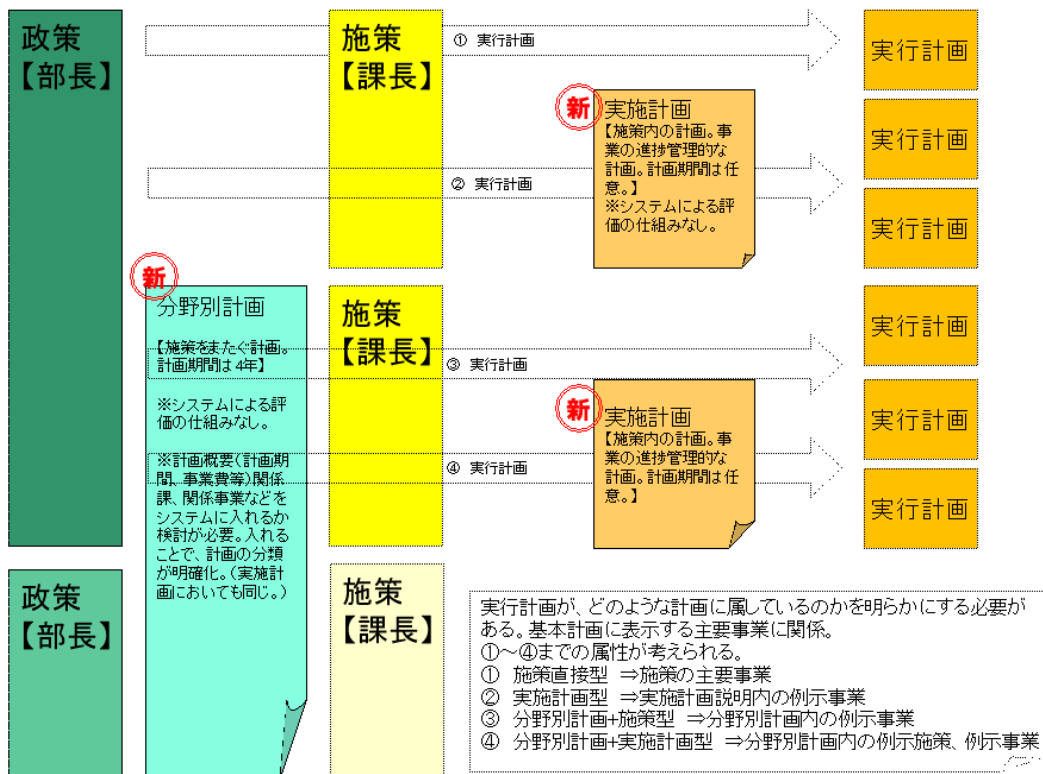
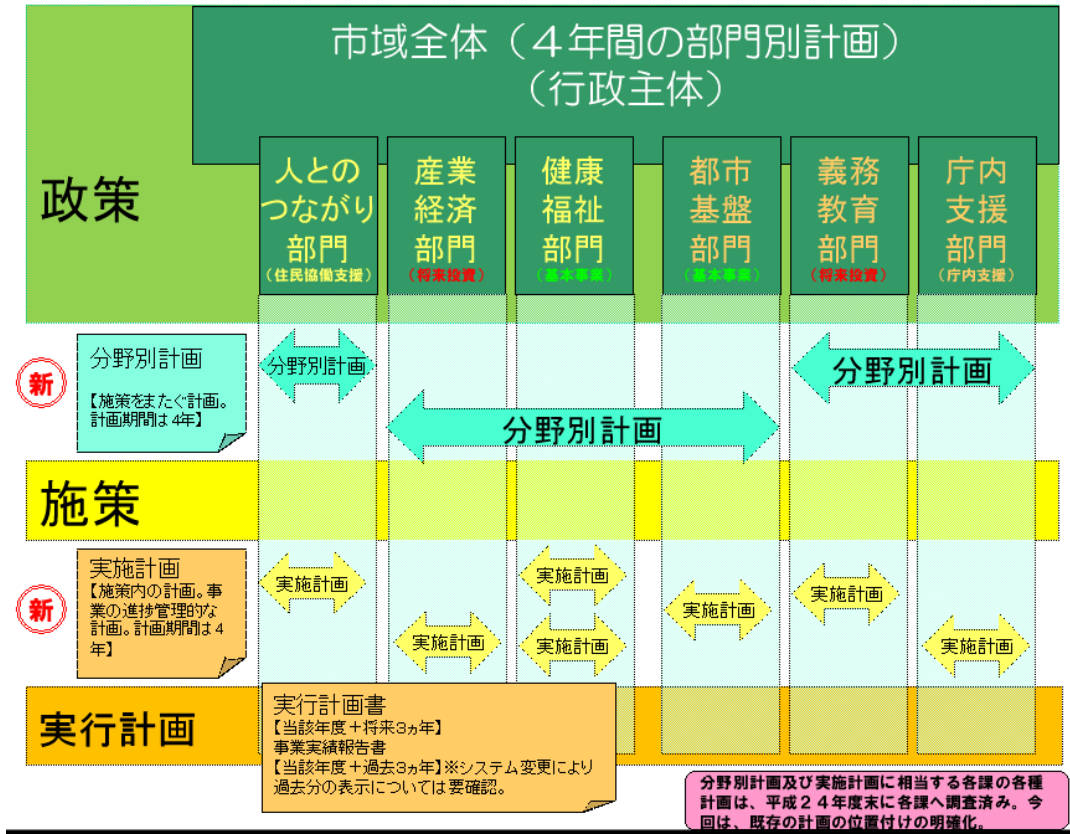
※「集う」は、全政策・施策において目標値設定及び具体的な取り組み設定を行う。

ウ 各種計画の整理 (別紙5)

各課等が策定し、所管する各種計画については、計画分類を次の通りとし、(ア)から(ウ)については、市域全体計画に名称を明記します。分類に応じて、議会説明の仕組みについて、今後検討します。

- a 部門別計画 (4年間)
- b 分野別計画 (4年間)
- c 実施計画 (任意の計画期間)

- d 実行計画実施要領（策定方針時「任意計画」と表現）（任意の計画企画）
 <参考 第4回次期総合計画策定プロジェクト会議資料（25/11/29）抜粋>



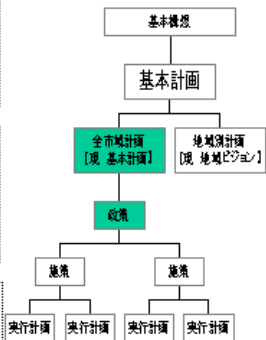
エ 基本計画の構成

基本計画における「市域全体計画」の政策、施策の計画の表わし方については、次の内容を基本とします。＜参考 第4回次期総合計画策定プロジェクト会議資料（25/11/29）抜粋＞

(ア) 政策

政策【部長】
部門別計画内
政策部分記載内容

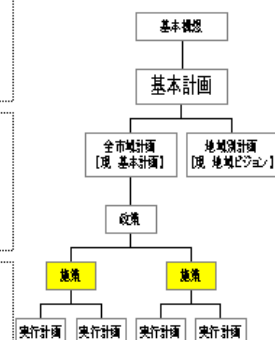
新	基本構想に基づくビジョン。 <u>ミッション及びドメイン設定理由</u>
新	政策目標値（新めざそう値）。 <u>幸福目標値（幸福指標から）。設定理由</u>
	当該政策の現状分析【外部・内部】
新	<u>目標達成に向けた4年間政策展開スケジュール</u>
	所管基本施策名称及び概要（政策内の区分）
新	<u>所管分野別計画の名称及び概要、例示事業</u>



※「○に新」とあるのは、第5次滝沢市総合計画にない項目。

(イ) 施策

施策【課長】 部門別計画内 施策部分記載内容	新	施策目標値。設定理由（政策目標値又は幸福目標値の改善に寄与する指標を掲げる。）
		当該施策の現状分析【外部・内部】
	新	施策目標達成に向けた4年間の主なスケジュール
	新	該当最適化条件・該当幸福指標
	新	実施計画名称、概要及び例示事業
		主要事業名称



※「○に新」とあるのは、第5次滝沢市総合計画にない項目。

ウ 基本計画策定スケジュール

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～2月	
基本構想	幸福実感一覧表目標値設定		基準値とするアンケートの実施		
	客観指標の設定				
	各項目の文章表現の検討				
		幸福実感一覧表について村政懇談会にて説明			
				基本構想について総合計画審議会での審議	
					素案策定議会上程
基本計画 市域全体計画	暮らしやすさ一覧表の代表指標及び目標値の設定		基準値とするアンケートの実施		
	理念に基づく組織のビジョン、ミッション、ドメインの作成	各政策概要について村政懇談会にて説明	各政策別による総合計画審議会での審議		
	組織の検討				
	総合計画重点事業の選定	総合計画期間の財源調整	平成27年度予算編成		
基本計画 地域別計画	住民協働課の計画による			～3月に完成	

4 資料

- ・ 滝沢市次期総合計画策定プロジェクトチーム設置規程
- ・ 滝沢市自治基本条例
- ・ 別紙1【幸福感を育む環境要素】世代別幸福感・ニーズ別暮らしやすさ感
- ・ 別紙2【幸福実感一覧表】滝沢市で幸せに暮らすためのチャレンジ一覧
- ・ 別紙3【暮らしやすさ一覧表】めざそう値の改定検討一覧表
- ・ 別紙4【客観指標】
- ・ 別紙5【各種計画の整理】

滝沢市次期総合計画策定プロジェクトチーム設置規程

(設置)

第1条 平成27年度を始期とする次期総合計画の策定のため、庁議運営規程（平成19年滝沢訓令第4号）第9条の規定に基づき、プロジェクトチームを設置する。

(名称)

第2条 プロジェクトチームの名称は、滝沢村次期総合計画策定プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）とする。

(所掌事務)

第3条 チームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 次期総合計画の基本構想の策定に関すること。
- (2) 次期総合計画の基本計画の策定に関すること。
- (3) 次期総合計画と庁内で策定される各種計画との調整に関すること。
- (4) その他村長が特に必要と認めること。

(組織)

第4条 チームの構成は、企画総務部長及び課等の長とする。

- 2 チームにリーダーを置く。
- 3 リーダーは、企画総務部長をもって充て、チームを総括する。
- 4 リーダーを補佐させるため、チームにサブリーダーを置くことができる。
- 5 チームのメンバーは、市長が任命する者をもって充てる。

(会議)

第5条 リーダーは、必要に応じてチームの会議を招集し、その議長となる。

- 2 リーダーに事故あるとき、又はリーダーが欠けたときは、サブリーダーがその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 リーダーは、必要と認めるときは、会議にチームのメンバー以外の出席を求めることができる。

(メンバーの責務)

第7条 各メンバーは、チームで合意された役割について、所属部署内で方針及び方向性を確認し、具現化に協力するものとする。

- 2 リーダーは、庁議に対して随時チームの事務及び検討事項の進捗状況を報告し、随時必要な指示及び助言を受けた上でチームに報告するものとする。

(作業班)

第8条 チーム内部に専門的な調査研究を行うため、作業班を置くことができる。

(庶務)

第9条 チームの庶務は、企画総務課において処理する。

(設置の期間)

第10条 チームの設置期間は、平成27年3月31日までとする。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、企画総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年5月28日から施行する。

滝沢市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 理念及び原則（第4条－第6条）

第3章 協働による地域づくり（第7条・第8条）

第4章 地域づくりの推進（第9条－第12条）

第5章 地域コミュニティの運営（第13条－第15条）

第6章 行政運営の原則（第16条－第21条）

第7章 議会運営の原則（第22条－第24条）

第8章 危機管理体制及び地域づくりにおける連携（第25条・第26条）

第9章 権利及び責務（第27条－第30条）

第10章 公正及び信頼の確保（第31条－第33条）

第11章 条例の実効性の確保等（第34条－第36条）

附則

滝沢市は秀峰岩手山の裾野に位置し、東には北上川、南には雫石川が流れる自然豊かな地域です。また、県都盛岡市に隣接し、複数の大学が存在しており、国や県の試験研究機関が集まっている一帯では、研究学園地域としての姿が見られます。

また、豊かな自然と先人たちが培ってきた産業、そして「日本一人口の多い村」としての村政124年の歴史と、チャグチャグ馬コに代表される様々な文化があります。

私たちには、このことに誇りを持ち、それらを財産とし、未来を担う子どもたちが「このまちが大好き」「ここに住んでよかった」と思える故郷を築き、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、思いやりのある社会、そしてみんなが幸せに暮らせる地域を創造し、「住民自治日本一」をめざして市民主体の地域づくりを進めるとともに、夢のある地方自治を、市民・行政・議会の協働により推進していかなければなりません。

これらを実現するため、私たちは日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、自治の理念と普遍の原則を定めた、滝沢市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域を実現するため、滝沢市の自治に関する基本原則を明らかにするとともに、地域づくりの推進に関する原則、制度等を定め、住民自治の深化を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（1）市民 次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 本市に住所を有する者

イ 本市に居住し、通勤し、又は通学する者

ウ 本市で公益性を有する活動を行う者

- (2) 市 市長その他の執行機関をいいます。
- (3) 市政 行政及び議会の運営をいいます。
- (4) 協働 市民、市及び議会がそれぞれの役割及び責任を持ち、対等な立場で協力して行動することをいいます。
- (5) 地域づくり 地域が抱えている課題を解決し、暮らしやすい地域を実現するための取組をいいます。
- (6) 参加 市民が、市政又は地域づくりに関わり、意見を表明し、及び行動することをいいます。
- (7) 地域コミュニティ 自治会及び公益性を有する活動を行うもの並びにこれらを含む総体をいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、滝沢市の自治に関する最高規範であり、個別の条例及び規則の制定等又は総合計画等各種計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

- 2 市及び議会は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他必要な措置を講ずるものとします。
- 3 市民、市及び議会は、この条例に定める事項を相互に関連付けることにより、より効果的に活用し、住民自治の深化を図るものとします。

第2章 理念及び原則

(市民憲章)

第4条 市民一人一人の想いを象徴するものとして、次の憲章を定めます。

滝沢市民憲章

岩手山のふもと、鈴の音響くふるさと滝沢で、わたしたちは
一人一人が大きな夢をいただきます。
地域の絆と支えあいを築きます。
楽しみ、よろこび、生きがいを見つけます。
健康で心豊かな生活をめざします。
未来に輝く子どもたちを育てます。

(めざす地域の姿)

第5条 市民、市及び議会は、次に掲げる地域の実現に努めます。

- (1) 岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域
- (2) みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域
- (3) 保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域
- (4) 地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域
- (5) 学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域
- (6) 地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域
- (7) 歴史・伝統を守り、文化を創造する地域
- (8) 年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

(基本原則)

第6条 市民、市及び議会は、次に掲げる自治に関する基本原則に基づき、地域づくりを進めます。

- (1) 自治の主体は市民であり、自治の主権は市民にあります。
- (2) 市民の積極的な参加による地域づくりを推進します。
- (3) 協働による地域づくりを推進します。
- (4) 市政及び地域の情報は、互いに共有します。

第3章 協働による地域づくり

(協働による地域づくり)

第7条 市民、市及び議会は、地域づくりの推進に当たっては、前条第3号に規定する基本原則に基づき、協働により推進するものとします。この場合において、必要に応じて協定等を締結し、役割等を定めるものとします。

(協働における役割)

第8条 市民は、地域づくりの担い手であることを自覚し、自らの活動による地域づくりの推進に努めるものとします。

- 2 市民は、積極的に市政に参加し、行政及び議会とともに地域づくりの推進に努めるものとします。
- 3 市は、市民の主体性、自主性及び自立性を尊重し、その活動を積極的に支援するとともに地域づくりを具体的に推進するため、総合計画等各種計画の策定、制度等の整備に努めるものとします。
- 4 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議会の権限を最大限に行使し、市民を代表する意思決定機関として行政運営を監視し、評価し、市民の意見を行政の政策に反映させるよう努めるものとします。

第4章 地域づくりの推進

(総合計画)

第9条 市長は、第5条に掲げる、めざす地域の姿を踏まえ、総合的かつ計画的な地域づくりを推進するため、滝沢市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実行計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、その実現を図るものとします。

- 2 総合計画を策定する場合は、市民が参加できる方法を用いるものとし、その意見を当該計画に反映するものとします。
- 3 基本構想は、議会の議決を経なければなりません。
- 4 市が行う政策は、総合計画に基づくものとします。
- 5 市長は、総合計画を展開し、その進捗状況を公表するものとします。
- 6 市長は、社会経済情勢の大きな変化及び第17条第2項に規定する行政評価による見直しを踏まえ、必要に応じて総合計画の見直しを行うものとします。

(情報共有等)

第10条 市民、市及び議会は、地域づくりの推進に当たっては、第6条第4号に規定する基本原則に基づき、情報を共有して推進するものとします。この場合において、市及び議会は、市政に関する情報について、市民に対し積極的かつ丁寧な説明を行う責任を

負うものとしします。

- 2 市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければなりません。
- 3 市は、個人に関する情報の保護及び行政情報の公開に関する手続その他の必要な事項について、別に条例を定めるものとしします。

(市政参加等)

第11条 市及び議会は、市政について、市民の多様な参加の機会を設けるとともに、意見及び提案を求め、これを反映するよう努めるものとしします。

- 2 市は、市民が市政に参加するに当たり、男女共同参画社会の形成等に配慮し、誰もが参加しやすい環境を整備するよう努めるものとしします。
- 3 市及び議会は、子ども（18歳未満の市民をいいます。）が意見を表明できる機会を、積極的に設けるよう努めるものとしします。
- 4 市民は、市及び議会が設ける多様な参加の機会を活用し、積極的に自治の主体として発言し、及び行動するよう努めるものとしします。
- 5 市民は、公益的な観点から、市及び議会に対し市政に関する提案を行うことができるものとしします。
- 6 市及び議会は、前項の提案があった場合は、公開を原則とした審査を実施し、有益であると認められる提案については、その実現に向けて適切な措置を講ずるものとしします。
- 7 市は、市民の市政参加に関する手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとしします。

(住民投票)

第12条 市長は、市政に関わる重要な事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施できるものとしします。

- 2 市民、市長及び議会は、住民投票の結果を尊重するものとしします。
- 3 市は、住民投票の市長への実施請求及び実施に係る手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとしします。

第5章 地域コミュニティの運営

(地域コミュニティ活動)

第13条 地域コミュニティは、それぞれの特性を活かすとともに、連携し、協力して地域の共通課題の解決を図り、地域づくりを推進するものとしします。

- 2 地域コミュニティは、地域の将来像を自ら考え、その課題の解決に向けて取り組むよう努めるものとしします。
- 3 地域コミュニティは、その活動に各世代の市民が参加できる機会を設けるとともに、体験を通して地域の将来を担う人材を育成するよう努めるものとしします。

(運営の原則)

第14条 本市に居住する者は、地域コミュニティを構成する各種団体（以下「各団体」といいます。）に積極的に加入し、その活動に参加するものとしします。

- 2 本市に通勤し、又は通学する者は、各団体の活動に積極的に参加し、地域づくりに関わるものとしします。
- 3 地域コミュニティは、効率的な活動を行うため、各団体の相互で活動内容その他の情報を共有するよう努めるものとしします。

4 地域コミュニティは、その活動の活性化を図るため、各団体の相互で評価を実施し、その結果を共有してその後の活動に反映させるよう努めるものとします。

(条例の制定)

第15条 市は、地域コミュニティの活力が最大限に発揮されるよう、その役割その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

第6章 行政運営の原則

(財政運営の原則)

第16条 市は、健全な財政運営に努めるものとします。

2 市は、財政状況に関する情報、予算の編成及び執行に関する情報並びに将来の財政の見通しを公表するものとします。

(行政評価)

第17条 市は、行政運営を効果的かつ効率的に行うため、政策、施策その他行政の運営に関する事項について行政評価を実施するものとします。

2 市は、前項の行政評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを総合計画の進捗管理等及び予算の編成等に反映させるものとします。

3 市は、第1項の行政評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、行政評価の結果を公表するものとします。

(自治立法権の行使による政策実現)

第18条 市は、行政運営上の課題解決を図るため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令との整合性を図り、自治立法権の積極的な行使により、政策の実現に努めるものとします。

(行政組織)

第19条 市は、行政組織を整備し、行政運営上の課題等に迅速に対応するものとします。

(審議会等)

第20条 市は、法令等の規定により設置する附属機関及び必要に応じて設置する審議会等の委員を選任する場合は、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めるものとします。

2 市は、会議及び会議録を公開しなければなりません。ただし、市長が公開することが適当でないとする場合は、その限りではありません。

(行政運営等に関する条例)

第21条 市は、行政の機能、役割その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

第7章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

第22条 議会は、市民に開かれた議会運営を行うよう努めるものとします。

2 議会は、政策立案機能の充実を図るとともに、自治立法活動、調査活動等を行うものとします。

(議会評価)

第23条 議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動その他議会の運営に関する事項について議会評価を実施するものとします。

2 議会は、前項の議会評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとします。

3 議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、議会評価の結果を公表するものとします。

(議会の運営等に関する条例)

第24条 議会は、議会の機能、役割その他必要な事項について別に条例を定めるものとします。

第8章 危機管理体制及び地域づくりにおける連携

(危機管理体制の確立)

第25条 市は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、危機管理体制の確立を図らなければなりません。

2 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣自治体との連携強化に努めるものとします。

3 地域コミュニティは、災害等の発生時において、自主的かつ主体的に避難、防災等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処することができるよう日頃から地域での信頼及び交流関係を築くよう努めるものとします。

4 市は、前項における地域コミュニティの活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に支援するものとします。

(地域づくりにおける連携等)

第26条 市民、市及び議会は、大学、研究機関、企業等と連携し、その見識等をより効果的な地域づくりに活用するよう努めるものとします。

2 市民、市及び議会は、国及び他の自治体と連携し、協力し、地域づくりの共通課題の解決に努めるものとします。

3 市民、市及び議会は、市外の人々と連携し、その見識等をより効果的な地域づくりに活用するよう努めるものとします。

4 市民、市及び議会は、国際交流の推進に努めるとともに、多文化共生社会の視点に立った地域づくりを推進するものとします。

第9章 権利及び責務

(市民の権利及び責務)

第27条 市民は、市政に参加する権利を有するとともに、自治の主体としてその発言及び行動に責任を持ち、積極的に市政に参加するよう努めるものとします。

2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、自らも積極的に市政に関する情報を入手するよう努めるものとします。

3 市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスの提供を受ける権利を有するとともに、納税等の義務を負うものとします。

4 市民は、法令の定めるところにより選挙権を有するとともに、自治の主体として最大限その権利を行使するよう努めるものとします。

(市長の責務)

第28条 市長は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、行政運営に関する基本方針を毎年度策定し、公表し、その方針に基づいて職務を遂行しなければなり

ません。

2 市長は、職員の能力向上に努めるとともに、適切に指揮監督し、行政運営を行わなければなりません。

3 市長は、選挙公約を総合計画に反映させるよう努めるものとします。

(市議会議員の責務)

第29条 議員は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、常に市民全体の利益を優先し、職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、自らの考えを明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、政策立案及び議会運営に反映させるよう努めるものとします。

(市職員の責務)

第30条 職員は、法令等を遵守し、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、行政運営上の課題等に的確に対応するため、積極的に知識、技能等の習得に努めるものとします。

3 職員は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、市民との対話を図るとともに、地域コミュニティの一員として、自らも積極的に地域づくりの活動に参加するよう努めるものとします。

第10章 公正及び信頼の確保

(行政手続)

第31条 市は、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、市民の権利利益を保護するとともに、透明で公正かつ公平な行政手続を確保しなければなりません。

(倫理)

第32条 市長及び議会は、政治倫理を確立し、公務に対する市民の信頼の確保を図らなければなりません。

2 市長は、公務員倫理を確立し、公務に対する市民の信頼の確保を図らなければなりません。

(公益通報等)

第33条 市長は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定及び同様の取扱いに対する公益通報（以下「公益通報」といいます。）を受ける体制を整備しなければなりません。

2 市は、市民からの意見、要望等（以下「意見等」といいます。）を受けた場合は、誠実に応じ、迅速かつ適切な措置を講ずるものとします。

3 市及び議会は、公益通報又は意見等を行った者に対し、それを理由とする不利益な取扱いを一切してはなりません。

4 市は、公益通報及び意見等の処理に係る手続その他必要な事項について、別に条例等を定めるものとします。

第11章 条例の実効性の確保等

(条例の運用状況の調査等)

第34条 市民、市長、議員及び職員は、この条例を遵守し、地域づくりを推進するものとします。

2 市長は、この条例の運用状況の調査及び検討を毎年行い、その結果を公表するものとします。

3 市長は、前項の規定による調査及び検討の結果を踏まえ、適切な措置を講ずるものとします。

(条例の検証等)

第35条 市長は、別に条例で定めるところにより、滝沢市自治基本条例検証委員会（以下「委員会」といいます。）を設置するものとします。

2 委員会は、この条例の運用状況及びこの条例に基づく地域づくりに関して、市長に提言できるものとします。

3 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、地域づくりを推進するために解決すべき課題、必要な措置等を検討し、その結果を市長に答申するものとします。

4 市長は、委員会の答申又は提言を尊重し、その内容を公表するものとします。

(条例の見直し)

第36条 市長は、前2条の規定によりこの条例の見直しを行う場合は、多様な方法を用いて、市民の意見及び提案を求めるよう努めるものとします。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。